

平成26年9月定例会 県土整備委員会（付託）
平成26年10月10日（金）
[委員会の概要 危機管理部関係]

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時15分）

これより危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

床桜危機管理部長

報告事項はございませんので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

岡田委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

須見委員

さきの本会議におきまして、我が会派の中山議員から豪雨災害などから住民の命を守るための避難行動の在り方について、行政の視点だけでなく住民の視点も取り入れた検討を行うべきとの質問があり、部長からは行政と住民が一体となった避難体制を確立するための検討会議を設置する等の答弁がなされたと思いますが、そのことについて、二、三伺いたいと思います。

まず、さきの台風11号、12号のピーク時で、避難勧告や避難指示は何人に出されたのでしょうか。県下全体と徳島市の数値がわかれば教えてください。

金井南海地震防災課長

ただいま台風11号、12号の避難勧告等の状況といった質問を頂いております。

さきの台風11号、12号におきまして、県内では、避難勧告は約20万人、それから、避難指示が約1万人に各市町村発令されております。このうち徳島市におきましては、ピーク時でございますが、台風11号の影響のあった8月10日の7時から13時にかけて約2万世帯、4万7,000人に避難勧告が発令されております。なお、徳島市におきましては、避難指示は出されておられません。

須見委員

県下全体で、避難勧告は20万人、徳島市2万世帯と、避難指示が、徳島県下全体で1万人ということで、時間も早め早めに避難勧告や避難指示が出されるのは良いとしまして、実際の住民の避難行動においてはいろいろと課題が出てきたと思いますが、どのようなことがあったかを教えてください。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、避難情報を早めに出していても住民の避難の行動に関してどのような課題があったのかという御質問でございますが、避難勧告とか避難指示を受けた住民にとりましては、今回明らかになった課題といたしまして2点ありました。

1点目は、避難所を設けても実際に避難所に避難した方々が少なかったといったことと、避難しようとしても、一部の避難所で周辺が浸水しまして避難できなかったことなどの課題が明らかになっております。例えば徳島市では、丈六町と上八万町のコミュニティーセンターにおきまして、周辺や建物自体が浸水し住民が避難できなかったという事例も聞いております。

こうした課題もありますので、今回の台風被害あるいは広島市の土砂災害の一連の8月豪雨災害を踏まえまして、県では、去る9月3日に市町村の防災責任者会議を開催し、国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づきまして、迅速かつ的確に避難情報が提供できる市町村の防災体制の確立、それから、洪水や土砂災害あるいは地震や津波といった災害の種類別に避難場所を見直してほしいと、あるいは安全な避難場所を確保していただきたいといったことの対応を市町村にお願いしたところでございます。

もう一点課題がございまして、豪雨や暴風雨の最中に、あるいは夜間といったときに、避難する上で厳しい時間帯でございますけれども、いかに安全に避難できるかといった課題も残っております。今回の台風でも、浸水が少ないと思っても、みるみる水かさが増してきたという事例を聞いておりますので、こうした急な増水に対しましては、屋外に避難することがかえって危険な場合もあるといったことの課題も認識したところでございます。

須見委員

今週末にも大型台風が近づいていますので、今言われた課題が改善されますように、よろしく願いいたします。

次に、その後発生した広島市の土砂災害のように、深夜に発生する災害時での避難行動のあり方についても、検討会議等で十分に検討しておく必要があると思いますが、どのように思われますか。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、夜間など避難の難しい時間帯に関する避難行動についても検討すべきではないかという御意見でございます。

今後、さきの中山議員の一般質問の際にお答えいたしました、豪雨災害時避難行動検討会議を設置いたしまして、そのような課題を検討していくことを考えておりまして、特に

今回の台風11号、12号に関しましては、様々な時間帯に多くの避難勧告、避難指示が出されておりまして、住民の皆様がどのような時間にどのように情報を入手したのか、あるいは情報を受けた後、実際にどのような避難準備や避難行動をとったかにつきまして調査、分析することで、委員御指摘の夜間避難する上での厳しい時間帯におきます避難行動の障壁を洗い出しまして、安全な避難の在り方を見出したいと考えております。

この検討会議の場で、夜間時の安全な避難の在り方について、しっかり検討してまいりたいと考えております。

須見委員

最後になりますが、近年は異常気象などで、災害は待ったなしの状況でございます。検討会議はできるだけ早くメンバー人選を行って、早期に検討をスタートさせるべきと思いますが、最後に部長の決意をお聞きしまして終わりたいと思います。

床桜危機管理部長

今、須見委員から豪雨災害時の避難行動の検討会議についての御質問を頂きました。

やはり今回の台風11号、12号、そうした中で人的被害というのは最小限にとどめることができたわけでございますけれども、やはり行政側の対応と、それを受けての住民の実際の避難行動との間のミスマッチが現実的にございました。やはりこのミスマッチをなくして、これから起こり得るであろう大きな台風、スーパー台風でありますとか、大規模災害に対して人命を守るということのための具体的なガイドラインといいたいでしょうか、そうしたものをしっかりと作り上げていくために、検討会議を設けたいと考えております。

メンバーといたしましては、避難勧告や避難指示を出す市町村長、災害報道を担っていただくマスメディアの方々、防災や避難行動を専門とする大学の研究者の方、さらに、気象台はもとよりでございますけれども、全国に三つあります全国レベルの気象情報会社の代表の方などにも入っていただきまして、この会議をしっかりと運営していきたいということで、今就任を依頼中という状況でございます。

委員御指摘のとおり速やかに対応する必要があるということで、この豪雨災害時避難行動検討会議につきましては、来月にもスタートさせたいと考えております。

大西委員

昨年、南海トラフ地震防災対策推進特別措置法が国の法律として制定されて、その後施行されております。これは、被災が予想される地域にとっては非常にありがたい法律でございます。御承知のとおり、その地域の防災対策というものを、国が通常の補助金以上のお金を使って対策してもらえらるという法律でございます。

昨年の防災対策特別委員会の県外視察で、高知大学の岡村教授のところへ伺ってお話をお聞きしました。何点か非常に新たな知識として有効だったと思うのですが、その中の一つとして、ある委員が、先生は一体いつ南海トラフ地震が来るとおっしゃるかということをお断りしてお聞きしました。

今、地震想定では、南海トラフ地震、南海地震が30年以内に発生する確率が70%という

ことになっています。ところが、この30年以内というのがくせ者で、30年以内は、明日でも30年以内だし、29年後も30年以内とすごく広い開きがあって、この30年以内というのは一体いつなのですかということをよく聞かれるということでした。その答えに対しては、地層を研究されておりますので、サイクル、周期が大体わかるということで、南海地震については、まず、去年の時点で17年以内に来ますというお話で、既に30年以内というのは言葉を変えなければいけないということを岡村教授はおっしゃっていました。私も同感です。

私が初当選したときに、30年以内に来る確率が50%と言っていましたから、20年たって30年以内に来る確率が70%というのは確率は上がったのですが、30年以内というのは変わっていないわけですから、そのままずれて、結局最初から言えば50年以内という計算になるわけで、普通の人では常識的に考えられないようなことと思います。

せっかく南海トラフ地震防災対策推進特別措置法を作っていただいて、この内容を速やかに、本当に一年でも早くできるところはしていかなければならないという法律だと私は思っております。

それで、この中に中央でする部分もあるし、地方でする部分もある。地方でする部分については、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域をまず指定するということになっております。そして、その後、市町村津波避難対策緊急事業計画を作って進めていくということになっております。

まず特別強化地域の指定について、現在徳島県内ではどのような状況になっているか、どこが指定されているか、お答えいただきたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

大西委員から、本県の津波避難対策特別強化地域の指定の状況はどのようなになっているのかという御質問でございますが、先ほど委員がおっしゃっていましたように、この南海トラフ地震防災対策推進特別措置法は、昨年12月27日に施行されておまして、その強化地域につきましては、本年3月31日に南海トラフ地震に伴い発生する津波に対して、津波避難対策を特別に強化する地域として、本県では、鳴門市から海陽町に至る沿岸の8市町が指定をされたところでございます。

大西委員

12月27日に法律が施行されて、昨年度末ということでございますが、3月31日に鳴門市から海陽町までの8市町が指定をされたという状況である。そうしますと、この鳴門市から海陽町の8市町につきまして、法律では各市町村ごとに津波避難対策緊急事業計画を作らなければいけないということになっております。この計画に基づいて、それぞれ具体的な個別の事業を推進していく。その事業計画の中に載っている個別の事業を国に申請して特別な補助金をもらうというようなシステムになっていると思います。

津波避難対策緊急事業計画を既に策定されている市町村あるいは今現在進行中の市町村、そして最後に、全く手がつけられていない市町村はそれぞれ何市町村ずつあるのかという状況をお答えいただきたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から、津波避難対策緊急事業計画の策定状況についての御質問を頂きました。

現在、県下では沿岸8市町が指定をされておりまして、既に計画を策定している市町は今のところはございません。現在、8市町それぞれがこの事業計画策定に向けまして、事業場所の選定でございますとか、あと、早いところでございますたら、国の補助事業所管の省庁と事前の協議をしているという状況でございます。

大西委員

指定された8市町につきましては、津波避難対策緊急事業計画を既に立ててある市町は今のところゼロということで、その8市町については、現在その計画を立てるべく推進をしているけれども、いろいろな関連の機関と打合せをしている状況だということですね。

特別強化地域を指定したわけですけれども、指定したのが3月31日、年度末であったわけですが、そうすると、この緊急事業計画は、いつまでに計画を立てなければいけないということは決められているのでしょうか。そして、それに向けて、何らかの県として支援とかバックアップ、そのようなことはされていらっしゃるのでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から、この事業計画の策定についてのスケジュールというお話と、県として、それに対して支援をしているのかという御質問を頂きました。

この事業計画につきましては、それぞれ各市町が事業を実施する予定年度がそれぞれ違うということでございます。手続といたしましては、国に計画案を送りまして、国の各省庁間で事前の協議を行い、その後、県の意見を添えて内閣総理大臣に計画書を提出して、それが認められれば事業実施ということになります。

これにつきましては、毎年度、手続を踏んでいくということございまして、早いところだと平成27年度ということで、今、事業を計画しているところもございます。そのようなどころにつきましては、今のところ関係省庁との事前協議を行っているところでございます。これが終わりましたら、内閣府へ計画案を送りまして、国の協議が終わりましたら、来年の2月ぐらいを目途に県の意見を添えて内閣府に提出し、3月中旬に同意が得られるというスケジュール感で進めているところでございます。

また、県としての市町村に対する支援という話でございますけれども、例えば今国土交通省の補助メニューを使って避難場所を整備するというようなことをやっております。

市町村につきましては、県がその計画作りに対してアドバイスを行うということでありまして、国、県の機関に対して調整を行うということを行っております。

また、危機管理部といたしましては、関係部局や市町村とも連携しながら、事業が計画どおりに進むように、必要なアドバイスを行いながらやっているところでございます。

大西委員

今、事業計画についての期限や、現状の県の支援等についてお聞きしましたが、事業計画案を国に送付して了解をもらい、最終的にもう一回国に出すということですが、これは、平成27年度に事業を具体的にするために案を送付するところがあるということですが、これはどこの市町村で考えておられるのか。

また、来年2月というのは、来年2月に事業計画を国に対して正式に出すという予定で今進めておられるということと考えていいのか。つまり、事業計画が策定されないと具体的な事業というのはできないと私は認識しているので、まず事業計画ができて、それが認められて、具体的にその中に載っている避難タワーであるとか、集団移転の事業に補助が受けられるということだと思うので、先ほどの平成27年度とか来年2月というのは、どこの話で、どのように進められているのかお尋ねしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

平成27年度に向けまして、今、具体的に、どこの市町村が進めているのかということですが、今、鳴門市ほか2町が計画作りを進めているところでございます。

それで、この計画案を決めるに当たりましては、国の補助を頂く必要があるということもございますので、事前の協議を地方の整備局とまず行った上で計画案を策定するというところでございます。それで、その計画案を国に送って、国のほうでも省庁間で協議を行って、それが整ったら県から正式に申請ができるということでございます。国の全体の協議が整ってということで、2月に出したいということでございます。

それで、先ほど鳴門市ということ申し上げましたけれども、あと小松島市、美波町が、現在、計画作りを進めております。

大西委員

現状としては、平成27年度からこの事業を進めるべく、平成27年の2月に国に事業計画を提出できるようにということで、今、鳴門市、小松島市、美波町がそれを進めている状況であるということですね。是非とも、それが順調に予定どおりできるように、県も力強く支援をしていただきたいと思います。

それともう一つは、8市町ですから、あと5市町がまだ平成27年度に向けて開始できる流れになっていないと、逆説的に言うとそのような状況でございます。この5市町について、冒頭に申し上げましたように、この法律は徳島県と県内市町村にとって本当に願ってもない法律ですので、いつ来るかわからない南海トラフ地震について、是非ともすぐやらなければいけない法律だと思います。

そういうことからすると、あとの5市町に対して、県はどのように手を差し伸べて一日でも早くそれができるのか。これは期間が決まっていなくて、毎年、年度ごとにやっていくとは言いながら、やはりこのような法律ですから、今も言いましたように集団移転であるとか、避難タワーであるといったものですから、建設に何年も掛かるということもあります。補助金をもらっても、それから何年も掛かるということですので、早急にこの事業計画を立てていかなければならない。5市町に対して、平成27年度中には事業計画を立てて推進をしてもらいたいと、それを県の決意として、最後に統括して床桜危機管理部長に

お願いしたいと思います。

床桜危機管理部長

南海トラフ巨大地震が、正に目の前に横たわる危機として切迫しているという認識は、私ども、強く持っておりますし、とりわけ大津波により相当の被害が想定される 8 市町におきましても、常に日頃から調整をしておりますけれども、強い危機意識は持たれていると考えております。

今回の事業計画につきましては、例えば鳴門市でしたら 500 人程度がそこで収容できる避難施設にする。特定のエリアあるい場所をどこにして事業をするという、事前の知見者を含めた調整と、プランというよりはむしろ事業ということになりますので、やはり調整が当然必要だということであります。

残された 5 市町につきましても共通の危機意識は持っておりますので、私どもとしてもしっかりとサポートして、早期に事業計画ができるように助言をさせていただきたいと考えております。

有持委員

先ほど、須見委員から質問がございました台風の関係で、対策委員会を早急に立ち上げるということがございますけれども、今年は非常に温暖化が進んで、既に徳島県に三つの台風が影響しております。そして、この 12 日から 13 日にかけて、今まで来たことのないような非常に大型の台風が近づきつつあります。今回の台風は恐らく雨、風が非常に厳しいのではないかと思いますし、もう一、二日前になっておりますので、どのように危機管理部として対応されているのか、まず御回答をお願いできたらと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、今回接近しております台風 19 号に関する対応体制についての御質問でございますが、台風 19 号に関しましては、現在、最新の気象情報を収集いたしまして、関係機関と情報共有を図っているところでございます。

この台風 19 号、現在沖縄の南の海上を北上しておりますと、今朝の段階でありますと、予報円の中心線の北側を通りますと、13 日の夜頃に本県に上陸する可能性もあり、また、強い勢力のまま上陸するということが想定されるため、委員御指摘のとおり特に警戒してまいりたいと考えております。

県としましては、まず、明日 10 月 11 日の午後に、徳島地方气象台とともに市町村の防災担当者、国の関係機関、警察、消防、自衛隊など防災関係機関を対象とした台風説明会を開催いたしまして、今回の台風の特徴あるいは注意点などについて説明を行って情報共有を図ることとしております。その後も、危機管理部といたしましては、气象台から送られてくる気象警報あるいは今後の雨量や風の見通しである府県情報といった気象情報につきまして、市町村や消防など防災関係機関 57 機関に対して、防災行政無線などを活用しまして迅速な情報伝達に努めてまいります。

また、県内に大雨や暴風の警報が発令された場合、直ちに徳島県災害対策連絡本部を設

置いたしまして、第一非常体制と呼んでおりますけれども、情報収集に当たる職員を配置し、対応に当たりたいと考えております。

それから、次に相当の累積雨量あるいは河川の水位上昇などによって災害の発生が懸念される状況となりますと、体制を第二非常体制に引き上げまして、情報収集要員に応急対策要員を加え、危機管理部長を本部長とします災害対策警戒本部を設置しまして警戒に当たる予定としております。

次の段階ですけれども、台風が強い勢力のまま本県に上陸することが確実となりまして、大規模な災害が発生するおそれが生じた場合には、今度は、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、あと南部、西部総合県民局にも災害対策支部を設置しまして、万全の体制で警戒や災害対応に当たるとしております。

それから、県庁以外の応援体制といたしましては、災害対策警戒本部とか災害対策本部を設置する場合には、陸上自衛隊と国土交通省の徳島河川国道事務所に連絡員の派遣をお願いし、県庁に詰めていただくということをお願いしたいと考えております。また、要請のあった市町村に対しましては、県職員を市町村に連絡員として派遣しまして、円滑な支援あるいは情報共有を図れる体制をとるといったこととしております。

また、相当大きな被害があれば、関西広域連合とか、カウンターパートである鳥取県をはじめ、消防やライフライン事業者とも連携を密にしまして、今回の台風への対応態勢をしっかりととっていきたいと考えております。

有持委員

今回、本当に非常事態だと思います。ですから、大きな災害がなければ幸いですけれども、台風はまともに来ておりますので、絶対被害がないということは、恐らく言えません。

昨今は、偏西風の吹いている状況などの諸条件を勘案して、非常に正確な台風情報が出ておりますので、正確なほど県民は余計に不安に思うわけでございます。ですから、対策だけはとっておいて絶対やり過ぎということはございません。県のほうが主導権をとっていただいて、各市町村のほうに警戒情報などの十分な対策、水が出て動けなくなってしまうというのでは簡単に二次災害を生む可能性もございます。本当に住民に不安を抱かせるようなことはやってはいけないとは思いますが、やはり今回の場合は、非常に準備をさせていただいて、早め早めの対応をとっていただきますように要望して、私の質問は終わりたいと思います。

藤田豊委員

まず、今回、本会議でいろいろ御提案または質問をさせていただきましたが、知事や部長には懇切丁寧にお答えいただき、また、いろいろな政策展開に御協力を頂きましたことを御礼申し上げ、また迅速に諸施策に取り組んでいただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

最近の話題で、ノーベル賞の発表が今メディアでされていて、物理学という非常に難しい中で日本の3人の方が受賞されました。心からお喜びを申し上げたいと思うのですが、その中に徳島県に非常にゆかりのある中村教授が入っておられた。特にLED発祥といい

ますか、全国でも名高い徳島県のLEDが全世界にとどろき渡ったわけです。

LEDは県を挙げてLEDバレイ構想などの施策がありまして、その中で警察の信号機など、いろいろなところで着々と進めてきておりますが、今度の物理学賞のメディアの対応を見ていましたら、難しい問題が非常に日常的な中で使われるときに価値があるというような評価もありました。

そのような中で、徳島県も、これが危機管理の中で省エネとかいろいろな形でより重要な施策になるのですが、危機管理部としては、今このLEDというものをどのような観点で見て、どのような位置づけをしているのかお伺いをしたい。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員のほうからLEDに関しまして、危機管理部としてどのように考えているのかという御質問でございます。

LEDにつきましては、長寿命、省電力それから水銀など有害物質を含まないなど、防災用品として活用するに当たっての優れた特徴を持っていると考えております。

さらに、LEDと太陽光パネルと蓄電池を組み合わせることによりまして、災害時にも無停電で夜間照明として利用もできるということで、避難所や避難場所への設置を進めることが防災上非常に有効であると考えております。

そのような中、拠点避難所となっております県立学校におきましては、平成23年度から夜間の避難に備え、屋外の避難経路などにLED太陽光照明灯を設置しているということでお聞きしておりまして、平成25年度までに21校、今年度は11校が整備する予定と聞いております。

また、県の「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震行動計画の中で、県南地域におきまして、LED避難誘導施設等の整備促進というのを位置付けてございまして、LEDを用いた避難誘導灯、自発光鋸、道路照明灯などを設置した津波避難路などの整備を推進しているところでございます。

藤田豊委員

いろいろと対応されていらっしゃるのとはわかったわけですが、私どももLEDに取り組んだときは、高価なものであるし技術的な問題もまだそのときにはありました。ただ、このように物理学賞をとられると、メディアというのは非常にわかりやすく解説してくれるので、私どもでも非常に良い勉強になるのですが、今では、あらゆる電化製品や家具にも使われるようになった。そして、耐用年数や耐久性、消費電力など今の時代に合う、省エネから始まって技術開発の点からも非常に良いということで、行政挙げてそのような促進も非常に大事なものである。

このような気運ですから、ここは気運に乗って、特に危機管理のほうは将来の長いスパンの中で利用する。そのような中で、今の県の取組はわかるのですが、市町村との連携というか、市町村にもPRをしながら、一緒になってLEDの効果や利便性など、いろいろ訴えながらこの機会にやっていったらと思うのですけれども、市町村とはどのような関係をお持ちですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

市町村とどのような関係かという御質問でございますが、南海トラフの地震が発生した際に、夜間に地震が発生したというようなときには、住民の方々が迅速または安心して避難所まで避難するということが重要になってまいります。そのような中で、避難場所や避難経路に避難誘導灯を設置するということが市町村が事業として取り組んでございます。

この中で、照明につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、耐用年数が長く省電力という中で、市町村でも LED を活用した避難誘導灯の整備を進めているところでございます。その整備につきましては、県では、「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業ということで支援をしているところでございまして、今年度は、5 市町で 119 か所の整備を予定しているところでございます。

今後とも「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業によりまして、LED を使用した避難誘導灯の整備が進むように、市町村に対しまして積極的に支援していきたいと考えております。

藤田豊委員

私どもが言うまでもなく、いろいろ連携をとってされていらっしゃる。ただ、さっきも言いましたように、このようなものは潮時というものがあるという気がします。今回、全世界の中でノーベル賞受賞に 3 人も日本から選ばれたというインパクトは物すごいものがあります。

そして、今、地方創生へという大きな政府の動きもあります。だから、防災というのを一括りにした中で、そのようなインパクトを捉えながら国の予算も取りやすいですし、地方創生の中で、一つの徳島ならではの防災発信をしながら、そのようなものを一つの目玉として徳島を売り出していく。そのようなことも必要だという気もするのですが、特に防災と地方の関係も含めた中で、是非やっていただきたらありがたいと思います。

予算も要ることですが、今、予算が取りやすいと思いますし、効果も上がりやすい。部長のいろいろな考えの中で、一つの方針として、今後 LED と防災関係がどのようなマッチングをするのか御所見をお伺いをして、あとは頑張っていただきたいと思います。

床桜危機管理部長

LED 製品をしっかりと防災に活用してはどうかという御指摘でございます。正に、そのとおりだと思います。

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、その直後には 98% が停電する。一月後においても約 4 割が停電状態になるということでございます。とりわけ発生直後、特に深夜に発生した場合には、明かりというものが生死を分ける大きな鍵を握ると考えておりますし、また、一月後においても停電状態が続くということは、長引く避難所生活における、正に防げた死をなくすためにも、明かりというものは、命をつなぐ大変重要なものと考えております。

先ほど担当室長が申し上げましたように、LED というのは、寿命が長いだけではなく、

電力を消費する割合が非常に少ないということで、小さな蓄電池で長時間もたせることができる、正に防災にうってつけの製品であろうと考えております。

現在、南海トラフを迎え撃つということで地震対策行動計画を作っておりますけれども、まだ南部地域におけるLED活用という表記にとどまっております。そのことにつきまして、次の改訂時においては、是非、県下でLEDを防災に活用するような形で位置付けていきたいと思っております。

また同時に、今、国土強靱化の地域計画も考えております。やはり自然災害というのは避けることはできませんが、その被害を最小限にすることはできるかと思えます。

そのためにも、地域のきずなと今御指摘頂いた科学技術の力を最大限に活用していくという視点を持って県としても取り組み、その取組を国に対してもしっかりと働き掛けて、必要な予算の確保に努力してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

本当にチャンスというのは何回もあるわけではないと思えます。予算編成もこれからするだろうし、いろいろな方針も決める時期が来ますので、是非、頑張ってください。

私どもの先輩議員の方がよくおっしゃっていた言葉は今でも忘れないのですが、今まではまさかの時代だったけれど、これからは、もしかしてという時代が来る。

まさしく私は危機管理部というのは、まさかより、もしかしての時代である。先を予見しながら、いろいろなシミュレーションに対応して施策を展開していくということは、当局の大きな指針である。台風19号が来ておりますが、そのような意味でも、危機管理部が県民の安全・安心のしっかりとした礎となりますように私からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

岡田委員長

それでは、これで夕食に入ります。（12時03分）

岡田委員長

休憩前に引き続き危機管理部関係の委員会を再開いたします。（13時07分）

質疑はございませんか。

古田委員

私は、まず、空き家対策についてお伺いをしたいと思います。

老朽危険空き家除却支援事業が昨年創設をされて、また今年も、それを更に、当初予算を増やして進めていくということで、今年度は、店舗や倉庫等の空き建築物に対しても対象を広げて取り組まれています。この対象は、壊れたときに避難路などを塞いでしまう可能性が条件としてあるわけですが、全国的には補助制度を作っているのが3割程度の自治体ということで、徳島県の場合はどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

老朽危険空き家・空き建築物の除却支援事業につきましては、県土整備部が所管している事業でございますが、地震時に道路を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家について、その除却を促進し、地域の防災力の向上を図るため、平成25年度に老朽危険空き家除却事業を創設したということでございます。

今年度、平成26年度からは、住宅の空き家以外にも倉庫、店舗等の老朽危険空き家建築物が点在しているということで、これらを支援対象に追加し、事業名を老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業と改めております。そのような中で、本事業、除却を行う所有者に対して助成を行う市町村に対し、一定の要件のもと県が支援をするという事業であるとお聞きしております。

古田委員

除去するための補助制度を作っている市町村が全国的には3割程度ということなのですが、徳島県の場合はそのあたりの状況がどのようになっているのか、もしわかりましたらお答えを頂きたいと思っております。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

現在この支援事業に取り組んでいる市町村の数につきましては、14市町村であるとお聞きしております。

古田委員

24市町村のうち14市町村ということで、この新聞によりますと、徳島県の場合は60%ぐらい、14市町村ということになりましたらそのぐらいになると思っておりますが、市町村と協力して、防災の危機管理の面でもこの事業を推進していったら良いと思っております。

利用予定のない空き家が現在は3万6,000戸、住宅総数の9.9%ということ、そして、またこの5年間のうちに8,000戸増えるのではないかとということが予想されているわけですが、全ての市町村でこの取組を進めるように、是非、市町村と連携して取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

この事業そのものは県土整備部が所管している事業でございますが、この県事業の対象となる空き家、空き建築物につきましては、倒壊すれば全面道路の2分の1以上を閉塞し、避難等に支障を来すおそれがある物件、それと、あと市町村が老朽危険空き家、空き建築物として是正指導をした物件、このようなものを条件に対象としているということで、まだこの事業に取り組んでいない市町村に対しまして、県土整備部が市町村と連携しながら取り組んでいきたいというお話をお聞きしているところでございます。

古田委員

危機管理部としても、連携して取り組んでいただきたいと思います。

午前中も避難場所の件が話に挙がりましたが、緊急避難場所の指定も全国的にはなかなか進んでいないという状況で31%ということですが、徳島県の場合は、この緊急避難場所の指定ができている市町村はどのぐらいでしょうか。

それと、被災後の生活場所となる避難所ですが、先ほどもお話がありました検討委員会を設けて、どのようにしていくかということはお話がありました。台風11号の豪雨のときには、阿南市の加茂谷中学校も避難場所になっていたけれども、浸水でそこへは行けなかったということで、阿南市長も避難場所を考え直して公民館にしなければいけないという発言も視察の時にされておりました。そのような避難場所の運用、見直しなどもこれから必要になってくると思います。そのあたりのことをどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま緊急避難場所の指定の割合ということで、去る9月1日、読売新聞社のアンケートということで新聞記事に掲載されていた数字ですけれども、このアンケートの際の徳島県の数字といたしましては、緊急避難場所につきましては75%の5市町村が指定をしているというようなこととなっております。

それから、この緊急避難場所でございますとか避難所につきましては、東日本大震災が契機になりまして、災害対策基本法が昨年改正をされました。その改正を受けまして、本年4月から施行されたということで、市町村長が緊急避難場所でございますとか避難所の指定をするということになったものでございまして、この改正災害対策基本法におきましては、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所ということと、避難生活を送るための避難所を明確に区分したということで、指定緊急避難場所につきましては、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を洪水、津波並びに崖崩れでございますとか土石流及び地すべりなど、異常な現象の種類ごとにそれぞれ指定をするというようなことになっております。

それで、去る広島市の土砂災害や、今回の台風11号、12号を受けまして、この改正法の趣旨というものを十分市町村にも理解していただきまして、それぞれ災害ごとに適切な避難場所を改めて適切に指定していただくように、説明会を9月3日に開催いたしまして、市町村に対して要請を行ったところでございます。

古田委員

約75%の自治体が避難場所の指定ができていないということで、徳島県の場合は全国平均よりも進んでいるわけですが、まだ7の自治体では指定が残っていて、担当の方々は、土砂災害、洪水、高潮、地震、それぞれに応じて避難場所、緊急避難場所も指定をしなければいけないということで、その場所の選定などいろいろ大変だと思いますが、これも市町村と連携して取組が進むように、是非よろしくお願いたします。

次に、災害時のときに孤立してしまう集落というのが徳島県はたくさんあるわけですが、その孤立集落に対して救援物資の搬送ヘリやドクターヘリなどが離発着できるようなヘリポートを造ってほしいということで、美波町では、今回、来年度着工できるように予算も

組んで、これから進めるということが新聞でも報道されておりました。

今、徳島県内で、災害時に孤立する集落が幾つあって、その集落の中でヘリポートが整備されているのはどのくらいあるのか、今後どのように進めていくのか、お尋ねをしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から、孤立化集落が幾つあって、その孤立化集落に対してヘリポートがどのくらい整備されているか、また、今後のヘリポートの整備をどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。

孤立化集落の本県の数でございますけれども、昨年の12月現在の数字でございますが、孤立化集落といたしましては472集落ということになっておりまして、この中でヘリコプターの駐機スペースがあるというところは55集落ということになっております。

孤立化対策としてのヘリポートの整備でございますけれども、現在、これは平成24年度から孤立化のおそれのある集落に対しまして、県の「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業のほうでヘリポートの整備に対しまして補助を実施しております。

そのような中で、平成24年度につきましては、ヘリポートの整備を4市町で5か所、それから、平成25年度につきましては、4町で4か所、それから平成26年度、今年度でございますが、3市町で3か所の予定で整備を進めておるところでございます。

今後とも、孤立化集落に対しましては、人命の救助、物資の搬送という面につきましてヘリポートの整備というのが非常に重要なことであると考えておりますので、引き続き市町村に対し、支援をしてまいりたいと考えております。

古田委員

着実に、孤立集落の方々がその整備ができていなくて命に重大な影響があったということがないように、是非進めていただきたいと思っております。

次に、県の取組で床上浸水の被害を受けられた世帯に対して特別支援制度を創設して、事前委員会でも、全国的にも誇れるような制度だということを確認をさせていただきましたが、この制度について、その運用がどのようになっているのか。

この前の徳島新聞では、住民負担に地域差ということ、支援の形がまちまちで不公平感があるのではないかということが報道されておりましたけれども、今どのような状況になっているのか。制度の活用方法について阿南市、那賀町、海陽町はよく言われているので、県やそれぞれ市町が個人分も負担して100万円を補助するという制度をされているわけですが、あとのところではどのような状況になっているのか、少し詳しく御報告いただければと思っております。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま新聞で、町村によっては支援が受けられないというようなことで、対応が違うのではないかという記事が掲載されたことについての御質問がございました。

9月11日の新聞におきまして、つるぎ町など5市町、支援受けられずという記事が掲載

されたところでございます。本文中の中には、会社の保険で復旧費用が負担されたつるぎ町のほか、被害が軽微だった阿波市、美馬市、三好市、東みよし町は県の制度を利用しない方針ということで掲載をされております。

しかし、その後、県があらかじめ把握していた情報の中で、美馬市は、県事業をそのとき既に活用するというので、予算を9月補正で計上することになっておりました。

また、三好市におきましては、この時点では当該事業の対象となる床上浸水以上の被害が発生していなかったということで、制度を受ける対象者がいなかったということでございます。さらに、阿波市、つるぎ町及び東みよし町に事実確認をしましたところ、当該制度の対象となる床上浸水以上の被害が発生していますが、個別にそれぞれの市町が被災者に当たりまして、申請の見込みがないということを確認しておりまして、その時点では、制度の活用はしないということでございますが、その後、申請の可能性が出てくれば制度の活用を検討するというのでございました。

事実と異なるような記事が掲載されたということで、その部分については申入れも行ったところでございまして、翌9月12日には県西部の5市町が制度の適用準備を進めているという記事が改めて掲載されております。

現在の支援制度の活用状況でございますけれども、床上浸水以上の被害がありました市町村におきましては、申出がないところ以外の市町村につきましては、全て対応できるような体制作りをやって取り組んでいただいているという状況でございます。

古田委員

支援が受けられずという記事は違っており、申出があれば適用するということですね。

それと、4分の1は個人負担というのは、徳島市など6市町とありますけれども、この6市町というのはどこか教えていただけますか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

4分の1の個人負担が必要となっている市町村はどこかという御質問を頂きました。

現在、那賀町につきましては県が4分の3、町が4分の1を支払うという制度になっております。それから、海陽町と阿南市につきましては、県が4分の2、市町が4分の2ということになっております。そのほか小松島市、徳島市、吉野川市、神山町、美波町、美馬市、鳴門市も支援制度を活用するというので、それだけの市町につきましては、県の負担が4分の2、市町村の負担が4分の1ということでございます。

古田委員

この新聞では、被災者が不公平感を訴えるというのは、100万円上限で4分の2は県、市町村は4分の1以上ということで徹底されて、そのようなことでお願いをしているわけですが、被災者にとってみたら同じような床上浸水の被害を受けながら、県下それぞれ市町村によって違いがあるということに不公平感を感じるわけで、そのところは、できるだけ県下同じような制度で利用できるというのが一番良いわけですから、そのようなお話や意見交換というのはされているのですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

この制度の活用に当たりましては、市町村に対し説明会を開催しております。

制度の要綱についても、当該市町村におきまして要綱を作っていただく際に、その負担割合というのが4分の1以上にできるということを、全ての市町村に御説明をしております。あとは、それぞれの市町村が実情に応じて4分の1を4分の2に引き上げるということを考えてやっていただいているということでございます。

古田委員

同じように説明はされているということですが、それぞれの市町村において県民として同じような制度を受けられる、そのようになれば一番理想的なわけですので、是非そのようなところは県下同じような制度が受けられるように御努力をしていただきたいと思います。

それと、第一次調査と第二次調査の件でございますけれども、酒井とくしまゼロ作戦推進室長からは、事前委員会で第二次調査は全ての市町村ですておりますという答弁を頂きましたが、一軒一軒回って聞くのがこの第二次調査というのではないと思います。

第一次調査は、被害に遭われた方々のお宅を市や県の職員が回って、床上浸水か床下浸水かという調査です。壁や床がどれだけ傷んだかということは、一々聞いていないわけです。ですから、第二次調査をされたというのは県が間違っして捉えていると思います。

第二次調査というのは、屋根、外壁、内壁、床、柱などが、内閣府が出した災害に係る住家の被害認定基準運用指針というのに基づいて何%ぐらい傷んだのかという構成部位によって判定をしていく。これが第二次調査であるわけで、すべての市町村で被害が出たところを調査しているというのは認識が違々と思いますけれども、そのところはいかがですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

第二次調査を十分していないのではないかと御質問でございますけれども、この被害の認定に当たりましては、先ほど委員がおっしゃいましたけれども、内閣府が出しております災害に係る住家の被害認定基準に基づきまして行っているというところでございます。この運用につきましては、県のほうでも十分説明をさせていただいたところでございます。

それで、第一次被害調査と第二次被害調査ということでございますが、第一次被害調査につきましては、家屋の外壁部分に外傷があるということで判断をするというのが第一次調査でございます。その後、第二次調査ということで一軒一軒の家を当たる。

また、第一次調査をしなくても第二次調査ということによってやっていくという手法もございまして、今回、各市町村におきましては、この被害認定基準に基づきまして適切に被害の認定をしていただいていると考えております。

古田委員

今の答弁ですと、第二次調査もそれぞれの市町村がきちんとできているという認識なの
でしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

この調査につきましては、災害に係る住家の被害認定基準に基づいて各市町村が適切に
調査をし、それぞれの被害認定ということをされていると認識しております。

古田委員

この指針によりますと、第一次調査は、今おっしゃったように、外観の損傷状況及び浸
水深について目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水
深により住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして住家の被害の程度を判定す
るということが第一次調査です。

実際は、最初に一回、聞き取り調査をして床上浸水か床下浸水かということをしていま
す。那賀町の場合は、300戸近く床上浸水があるということで、8月25日より床上浸水
された住宅に専門の調査員が訪問し、被害の程度、半壊、全壊を判定するための二次調査
を行っており、一軒一軒回って、いろいろ全部聞いて、それをもとにして半壊、全壊、大
規模半壊という判定をしていったわけです。

そのようなことは、残念ながら阿南市ではできていなくて、9月25日に加茂谷中学校の
ある地区で説明会をしますということで集まってもらって、そこで初めて二次調査を希望
される方は言ってくださいということだったそうです。

二次調査は全部やっていますとおっしゃいましたが、そのようなことはできていないわ
けです。全部きちんとできているか、把握をされているのですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員のお話がありましたけれども、阿南市におきましては、説明会の際に希望者に
ついては二次調査をやりますというお話があったと聞いております。

ただ、調査そのものは適切に行われておりまして、阿南市の場合、時間の経過とともに
若干壁にゆがみが出るなどいろいろな現象が出てくる場合もあるので、そのような場合に
ついては、再度申出をしてください。そのような場合は、また現地のほうに赴いて、再度
確認をしてみますというような再調査であったということですので、各戸それぞれ回りま
して現状を把握し、それ以降現状が変わるといことがなければ、それで被害認定とい
うことでされているようですので、その辺については、この基準に基づきまして適切にやっ
ていただいていると認識しております。

古田委員

那賀町では、床上浸水のうちの6割が床上浸水にとどまらずに、全壊、大規模半壊、半
壊という認定を更に踏み込んでされたという例をきちんと知っていただいて、阿南市の場
合、那賀町と同じように天井近くまで床上浸水で被害がたくさん出ていますが、同じよ
うな判定がされているのか。

ただ、半壊は1軒ということでは、那賀町のような二次調査というのができていないと私は思います。そこは、県民の皆さんが同じような支援を受けられるように対応していただきたいと思います。

本会議でもお聞きをしましたが、中小業者の皆さんや商店の皆さんは、本当に何の支援もないということで、再建もなかなか高齢でできない。そのようなことで店が潰れてしまうと、若い人たちはますます少しでも便利なところへ出ていってしまっていて、地方創生ということを行いながら地方を潰していつている。そのような現実がありますので、その辺もしっかり見ていただいて、中小業者、商店などへの支援拡大というのを今後考慮していただきたいと思います。

那賀町議会からも、単身世帯への補助を4分の3で切るのはおかしい、それから、中小業者へも補助を拡大してほしいという意見書などが県にも寄せられていると思いますので、そのような思いも酌んでいただいて、考慮していただきたいとお願いをして終わります。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第19号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時45分）